

令和3年度計画進捗状況及び奨学金制度に関する最近の施策等について

I. 令和3年度計画進捗状況等について

- 1. 令和3年度計画進捗状況 1
- 2. 新型コロナウイルス対応状況 2

II. 奨学金制度に関する最近の施策

- 1. 給付奨学金の拡充（高等教育の修学支援新制度） 3
- 2. 令和3年度奨学金事業採用状況 4
- 3. 所得連動返還方式（1／3）①概要 5
- 4. 所得連動返還方式（2／3）②返還月額イメージ 6
- 5. 所得連動返還方式（3／3）③イメージ図の見直し 7

III. 機関保証制度について

- 1. 機関保証制度について（1／2） 8
- 2. 機関保証制度について（2／2） 9

1. 令和3年度計画進捗状況等について

1. 令和3年度計画進捗状況

令和3年度上半期の状況

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済状況の悪化により、想定された課題は以下のとおりであるが、一部課題はあるものの計画達成上の大きな影響は現時点ではない。

区分	想定された課題
①	延滞者の増加 ⇒ 返還金の確実な回収への支障
②	家計急変申請者の増加 ⇒ 処理遅延による適時・適切な支給への支障
③	減額返還・返還期限猶予申請者の増加 ⇒ 処理遅延による迅速な審査結果通知への支障

①について、**延滞者は増加していない**

②について、**新型コロナウイルス感染症事由の申請者は増加していない**

③について、**減額返還・返還期限猶予申請者は増加していない**

令和3年度下半期の課題

- ・今後、経済状況の動向により、引き続き上記①～③が課題として想定される
- ・仮に下半期においても新型コロナウイルス感染症による影響が限定的であり、計画どおり貸与・給付、返還業務が実施された場合でも、回収に係る定量的指標については、前年度よりさらに厳しく設定された目標値の達成に向け、引き続き回収状況への注視が必要
(総回収率)

令和3年9月末 44.49% (前年同月より0.61ポイント上昇)

現状、回収状況は良好であるが、新型コロナウイルス感染症の影響等も考えられるため、令和3年度計画値※の到達に向けた回収状況については引き続き注視が必要

※中期計画期間(最終年度令和5年度)目標値91.40%と平成30年度実績88.28%の差を按分した90.15%

家計の急変等により学業継続が困難となった学生への支援

- ・ **緊急特別無利子貸与型奨学金（継続）**

アルバイト収入が大幅に減少した学生等に対して、緊急的に有利子奨学金を実質無利子で貸与（利子を国が補填）

- ・ **家計急変世帯への緊急対応（継続）**

給付型奨学金において、家計急変後の所得見込みで判定

- ・ **貸与型奨学金の期日前交付（新規）**

授業料等まとまった資金が必要な場合に、申請があった者に対し、前倒して振り込み

- ・ **第二種奨学金による大学等からの奨学金相当額の採用前貸与（新規）**

第二種奨学金申込者向けに、採用前に経済的な支援が受けられる仕組みを構築

貸与型奨学金の返還困難者への負担軽減策を継続

- ・ **返還期限猶予制度の充実（継続）**

猶予制度（経済困難事由等）を上限（通算10年）まで利用した方についても申請可※
(1度につき最大1年延長可)

※令和2年1月～令和3年3月を返還期日とする債権を対象

II. 奨学金制度に関する最近の施策

1. 給付奨学金の拡充（高等教育の修学支援新制度）

高等教育の修学支援新制度（令和2年4月より開始）

- 【対象となる学校種】 国又は自治体による要件確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
- 【対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
- 【支援の内容】 給付奨学金の支給 及び 授業料等減免（JASSOはこのうち給付奨学金の支給を担当）
- 【その他】 第一種奨学金（無利子）と併用する場合、第一種奨学金の貸与月額が調整される

給付月額の例

区分（高専除く通常の課程）		給付月額※
国公立	自宅生	9,800～29,200円
	自宅外生	22,300～66,700円
私立	自宅生	12,800～38,300円
	自宅外生	25,300～75,800円

※支援の区分は、毎年、家計に係る基準に照らして見直され、給付月額が変動したり、支給が止まることもある。

対象者の主な要件（基準）

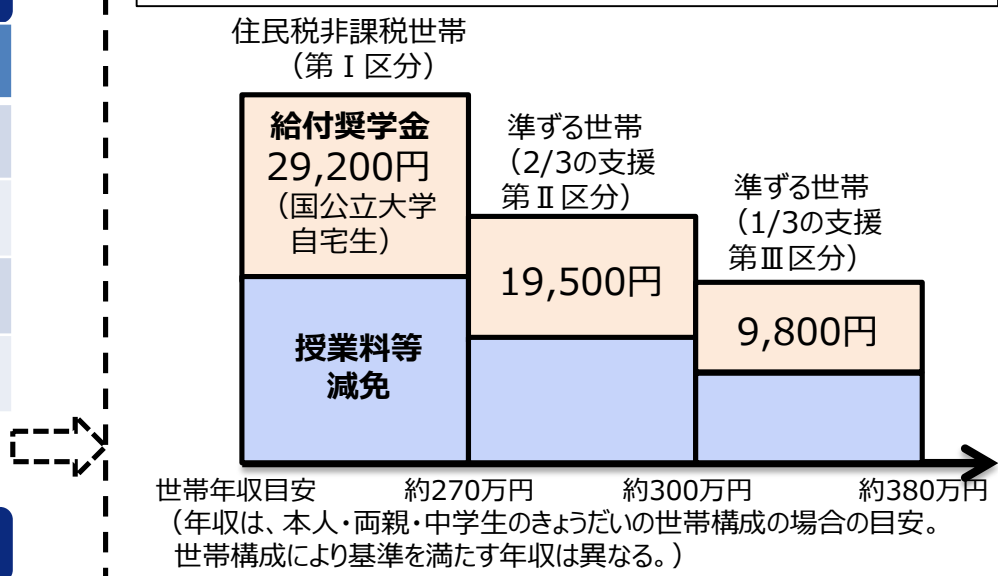
（1）家計に係る基準

収入基準と資産基準について、いずれも一定額以下であること。

（2）学業等に係る基準

評定平均値が3.5以上であること 又は 学習意欲等が確認できること（高校生等が予約採用に申し込む場合）。

【収入基準による支援の区分と給付月額のイメージ】



2. 令和2年度奨学金事業採用状況

■ 給付奨学金

◆ 給付奨学金の採用状況

(単位：人)

区 分	令和2年度
給付奨学金	272,179

■ 貸与奨学金

◆ 第一種奨学金の採用状況

193,517人 (前年度比 **1,911人の減**)

◆ 第二種奨学金の採用状況

254,215人 (前年度比 **23,262人の増**)

(単位：人)

区 分	令和元年度	令和2年度	比較増△減
第一種奨学金	195,428	193,517	△ 1,911
第二種奨学金	230,953	254,215	23,262

3. 所得連動返還方式（1 / 3）①概要

1. 所得連動返還方式とは

- 返還月額が、前年の所得（課税総所得金額）に応じて変動する方式
【返還初年度】原則、定額返還方式の返還月額の半額
※ 経済的事情により返還困難な場合は、願出により最低返還月額（2,000円）での返還が可能
【2年目以降】前年の所得に応じた返還月額（所得の9%÷12の金額）

2. 適用条件

- 平成29年度以降、第一種奨学金に採用となった奨学生であること
- 機関保証を選択していること
- マイナンバーを提出していること

3. 選択の時期

- 申込時に「所得連動返還方式」と「定額返還方式」のいずれかの返還方式を選択
- 貸与中は返還方式を自由に変更可能、貸与終了後は定額返還方式から所得連動返還方式への変更のみ可能

4. 新規採用者の選択状況

- 令和元年度末時点…15.2%
- 令和2年度末時点…21.1%

※上記の選択状況は、各年度において新たに採用された第一種奨学金の奨学生を母数とした選択率である。

母数には、所得連動返還方式を選択できない人的保証の者を含む。

4. 所得連動返還方式（2 / 3）②返還月額のイメージ

モデル

第一種奨学金を私立・大学・自宅生として4年間利用した場合 → 貸与総額 2,400,000円（50,000円 × 48月）

1. 定額返還方式の返還例

返還月額・返還期間は貸与総額によって決定

返還月額…13,333円 返還期間…180月（15年）

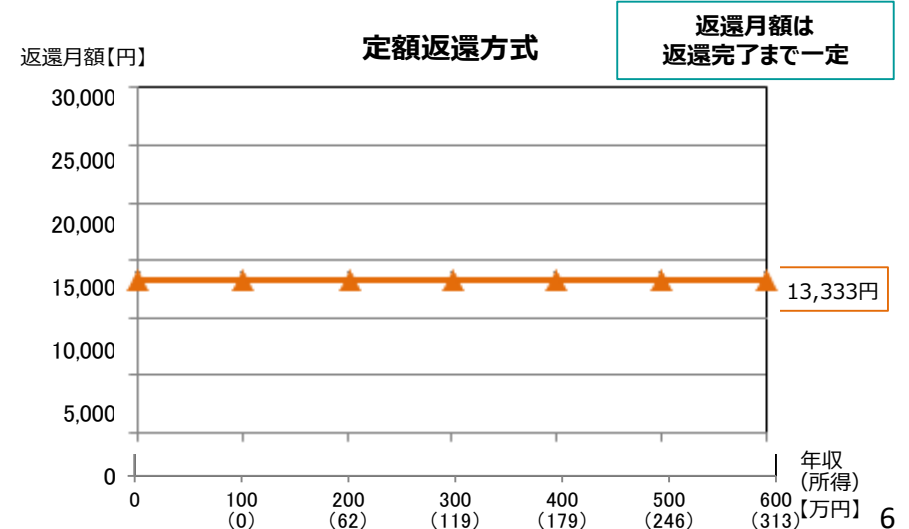
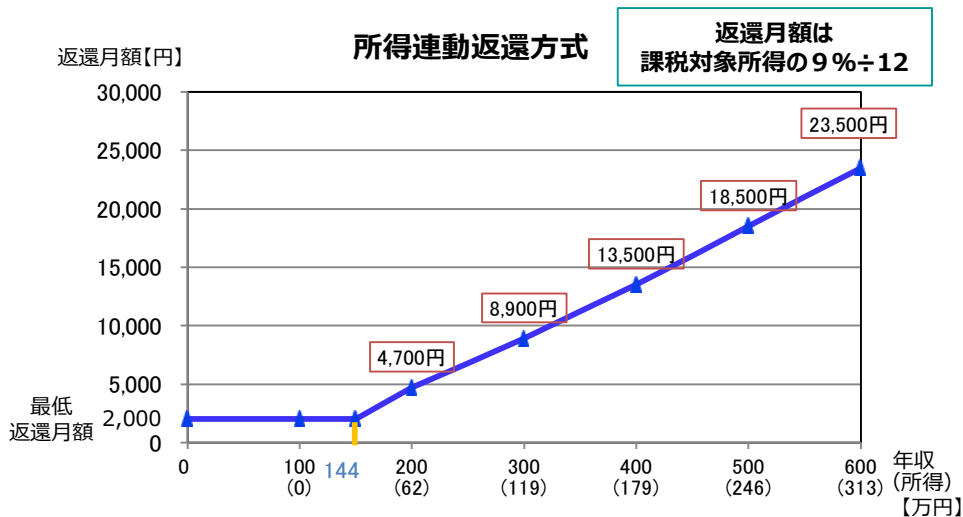
2. 所得連動返還方式の返還例

返還月額・返還期間は前年の所得に応じて変動

【返還初年度】 原則、定額返還方式の返還月額の半額（13,333円 / 2 = 6,666円）（小数点未満切捨て）

※経済的な事情により返還が困難な場合は、願出により最低返還月額（2,000円）での返還が可能

【2年目以降】 前年の所得に応じた返還月額（課税対象所得の9%を年額とした月割の金額）

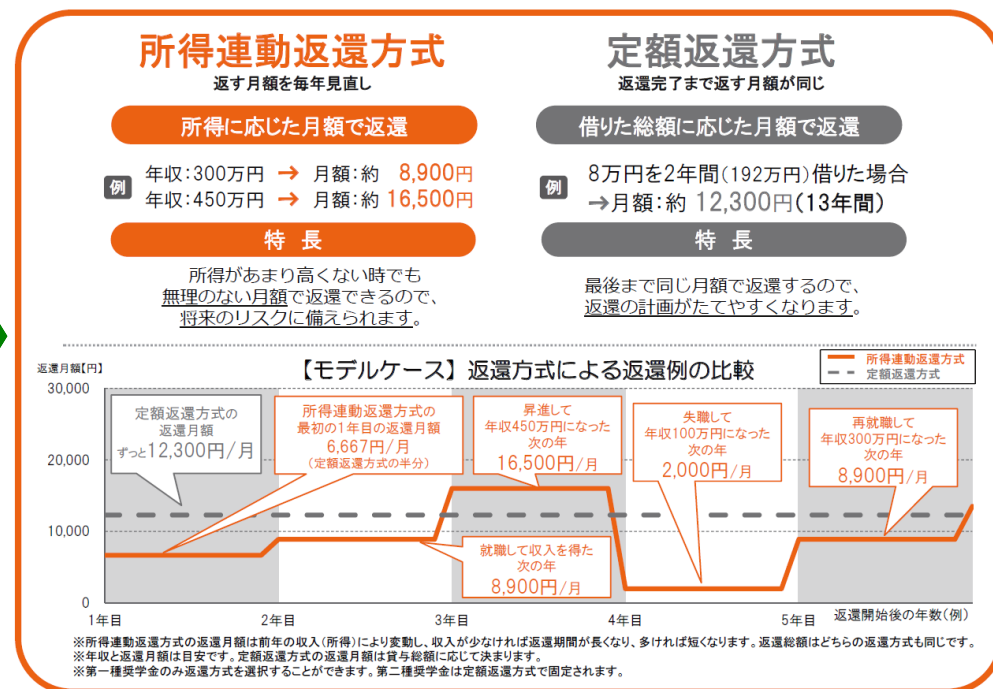
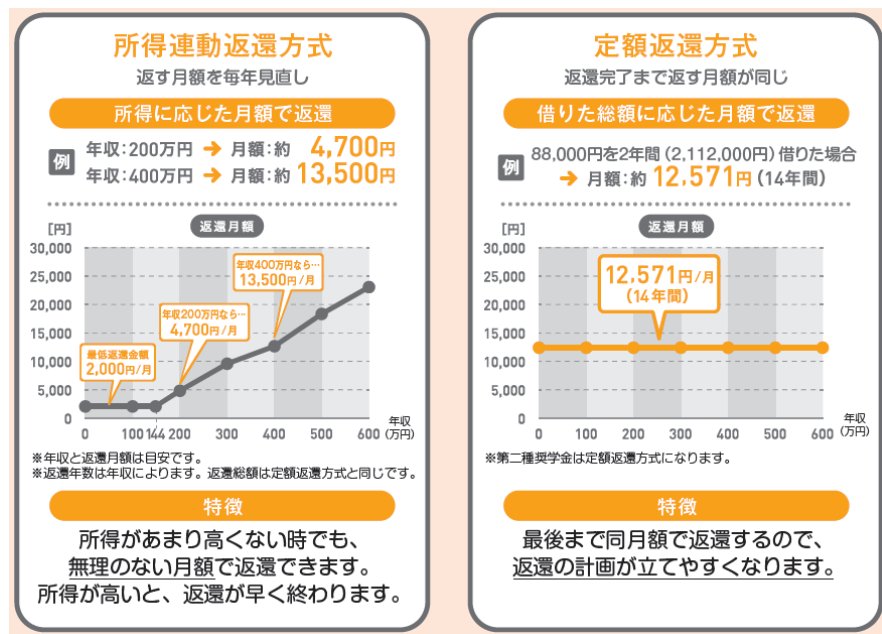


5. 所得連動返還方式（3 / 3）③イメージ図の見直し

返還方式に係るイメージ図の見直し

- ✓ 各種案内等に掲載する返還方式に係るイメージ図について、制度を正しく理解したうえで返還方式を選択することができるよう、見直しを行った。
- ✓ 見直し後のイメージ図については、順次、奨学金案内等への掲載を行っている。

<例> 貸与奨学金案内（大学院予約）より抜粋



【2021年度進学者用】

【2022年度進学者用】

III. 機関保証制度について

1. 機関保証制度について (1 / 2)

- 機構の奨学金の貸与を受けるためには連帯保証人が必要。
- 平成15年度までは「人的保証」（自然人による連帯保証及び保証）のみであったが、平成16年度の機構設立に際して、「機関保証制度」を新たに創設。
- このことにより、連帯保証人等に適任者を得ることができなくても、奨学金の貸与を受けることが可能となった（本人に奨学生としての自覚がより強く求められる）。
- 機構においても、奨学生本人が返還できなくなった場合における債権の保全が強化される。
- 学位取得を目的とした海外留学のための奨学金の貸与については、機関保証と人的保証の二つの保証が必要。
- 機関保証実施機関は、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」）。
- 毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引いて奨学生の口座に振込む。
差し引かれた保証料は日本学生支援機構から協会に送金。（このほか、奨学生が協会に毎月の保証料を直接支払う方法もある。）
- 保証の範囲は、元金、利息及び延滞金。
- 保証料率などの基本事項については、日本学生支援機構の業務方法書（文部科学大臣の認可事項）に規定することで、国が適切に監督する。
- 保証料率は、年0.7%未満（業務方法書第10条の2）。

保証料の目安

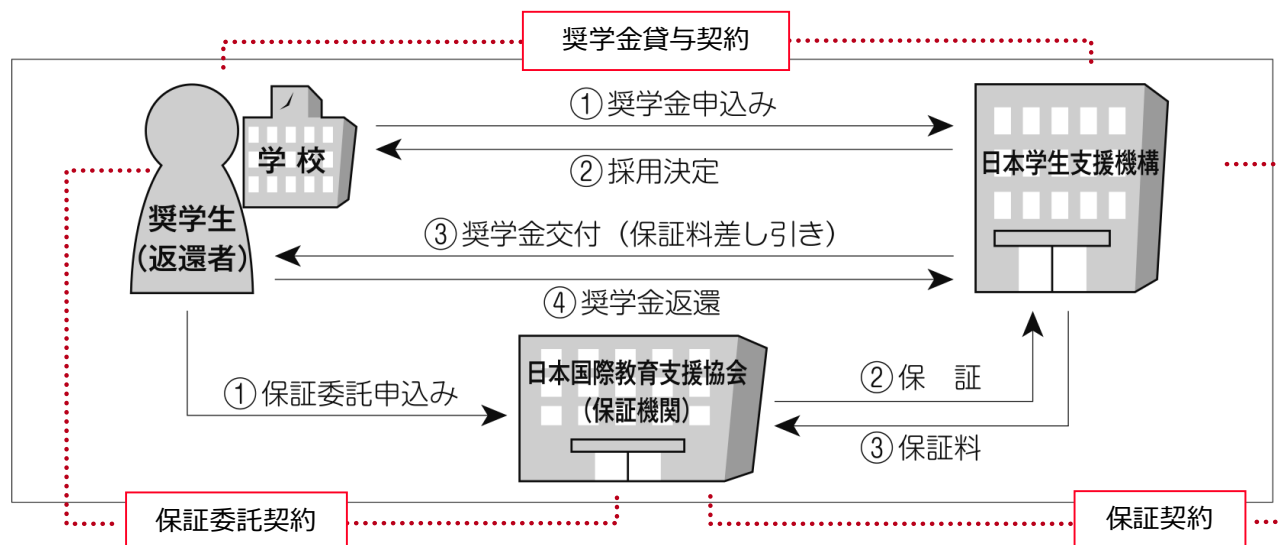
	第一種奨学金	第二種奨学金
保証料月額	月額1,262円 ※1	月額2,105円 ※2

※1 令和2年度採用の第一種奨学生（国公立・大学学部・自宅外）が、貸与月額40,000円・貸与月数48月で奨学金の貸与を受けた場合の保証料月額。

※2 令和2年度採用の第二種奨学生が貸与月額50,000円・貸与月数48月・貸与利率0.07%で奨学金の貸与を受けた場合の保証料月額。

- 保証債務の履行（代位弁済）後、協会は機構に支払った金額を奨学生に請求する（返還免除・猶予の制度もある）。

2. 機関保証制度について (2 / 2)



① 学生が機構に奨学金を申し込む。
同時に「公益財団法人日本国際教育支援協会」（以下「保証機関」という）に対して保証委託の申し込みを行う。

② 保証機関が債務の保証をし、機構が奨学生として採用決定する。
 ・奨学生 ⇄ 機構 : 「奨学金貸与契約」
 ・奨学生 ⇄ 保証機関 : 「保証委託契約」
 ・機構 ⇄ 保証機関 : 「保証契約」（制度創設時に「包括保証契約」を締結）

③ 機構は、奨学金の貸与額から保証料を差し引いた額を振り込む。
奨学金から差し引いた保証料は、機構が奨学生に代わり、保証機関に送金する。

④ 貸与終了後、奨学生は機構に対して奨学金を返還する。

機関保証選択者の割合 (※)

平成20年度	37.8%
21年度	39.5%
22年度	45.6%
23年度	46.4%
24年度	46.7%
25年度	48.0%
26年度	46.3%
27年度	43.5%
28年度	41.3%
29年度	44.0%
30年度	47.7%
令和元年度	54.0%
2年度	55.4%

(※) 各年度の新規採用奨学生のうち、
機関保証を選択した者の割合